時事新報の社説

日本の政治社會には少壯生の數頗る多く近時世の政熱次第にその度を高むるに隨ひ政黨の爭は固より論なく市部集會府縣市町村會議員撰擧會等にも是等の少壯生が勢力を及ぼして其混雜一方ならず甚だしきは商工事業の發起組合にも黨派の爭を持込み政熱に狂するの餘りには狙擊暗殺の沙汰さへあるに至れり斯る有樣の中に國會を開設したらんには今後の騷擾如何あらんとて識者の深く憂慮する所なり時事新報は來る廿六日より

少壯生の始末を如何せん

と題する社説を連日の紙上に掲げて其始末の歸す可き所を詳論し敎を讀者に乞はんとす大方の君子一讀あらんことを請ふ

時事新報

富者ますます富むは今日に在り

富を作るものは富なり假名手本忠臣藏天河屋の段に金から金を儲け溜め云々の句あり誠に然り金を釣る餌は即ち金にして金さへあれば又大に金を儲くることを得べしとは尋常一樣の道理なれども之を實際に試みんとして又と得がたき好機會は實に今日に在る可きなり我輩ツラツラ昨今の商況を見るに金融頗る切迫して諸會社株券何れも下落に向はざるものなし其原因は種々樣々ならんと雖ども近年新會社の發生異常にして其總體株券を合計すれば通貨總額に三倍すと稱しながら一方には商賣上の信用なくして諸手形の融通不自由なるが爲め會社事業の進歩するに隨ひ漸く行き詰りを生じたる者即ち今日の現狀なる可し米國にては南北戰爭の後獨逸にては普佛戰爭の後孰れも同樣の事ありしが是れは戰爭の其際に各業全く地に墜ちたるものが和風溫氣の回復するに隨ひ一時に萌芽を發したる者にして成長の餘り急なるが爲めに中途にして枯折せしものも少なからざりし由、即ち獨米の例に據れば我が日本の新會社の如きも其發生の急なる程に金融上の行き詰り抔は愚か、或は半途夭折の者を生ずることも亦甚だ多かる可し本來近年の新事業中には小數金主の組合にて經營す可き者と多數株主の會社にて發起す可き者と二樣の別ある筈にして例へば銀行鐵道等の事業は一季にても半季にても其損益を報告して夫れ夫れ利益を分配することを得るが故に多數薄元手の人々にても其株主たることを得れども土木或は製造業等の種類の中には其成功の五年十年に渉りて損益を目前に見ること能はざるもの多く斯かる事業會社を以て之を多數株主の所有と爲せば永き年月の其内に株主中に異見もありて兎角事務者の肘を制するのみか事務者の深切にも限りありて實驗上不得策の廉少なからず西洋諸國にて此種の事業を經營する者は一家族父子兄弟の一手なるか或は何々會社と稱するも重もに兩三人の金主より成り立つもの多きが故に事業の成功長きに渉るも固く其仕事を維持して解體散敗などの例は甚だ少なき事なれども今の日本の會社なるものは其事業の性質を問はず總べて薄元手の人々が二株三株を分有して之を組成するものなれば其維持力の固からずして動もすれば解體の景色を呈するは勢の自然なりと申す可し特に近來諸會社株券を賣買所有する者の中には本來ろの株券を所有する程の資力なく例へば二三萬圓の身代の者が先づ二三萬圓の株券を買ひ之を甲銀行に持參して二三萬圓の金を借り其金を以て更に二三萬圓の株券を買へば之を抵當として銀行の金を借り又更に他の株券を買ふ、斯くて甲乙丙丁と最初の二三萬圓を融通して銀行の金を引出し次第に所有株券を增して其實力に十餘倍する樣の者を抱く人々さへなきに非ず即ち二三萬圓の身代にて四五十萬圓の株券を所持し徒に所得稅の額を增すのみならず所持の株券相場に於て一割方の浮沈あれば時々其身代以上の損益を生ずるの割合にして一朝逆運に際會すれば融通の道に行き詰りて忽ち顛倒するは數の自然、固より怪しむに足らざるなり右等は極端の事例なれども今日金融の切迫して諸會社株金拂込みに窮する者多きの事情を推して次第に之を究むるときは世上往々右等の類例あるを見るべく斯くては後來諸會社の成立甚だ覺束なき次第なれども試みに日本の國を爲りを按じて前途の望を諸工業に屬すれば近來各地石炭坑の發見もあり國中人口多くして勞役の低廉なるに兼ねて天然の物產に乏しからず其物產に人工を加へて需要の市場を求むれば内には三千九百萬人の得意客あり海外近くは支那を控へて米國に濠洲に取引口を得るの望みなきに非ざれば今後五年を期し十年を期し維持の目途を永遠に立てゝ扨て我が諸會社を吟味すれば其中福望を屬す可きもの亦決して少なからず左れば今日我國の富豪にして實際の資力あるものは目下金融の切迫して諸株券のますます下落するを幸ひ拂込金額幾割を下りて片端より之を買入るゝか或は其株券を抵當として實價半額位の金を貸し受出されては一割以上の金利を取り流れては其株を所有して知らず識らず最低價の株券を引取り最も望みある會社に對して隱然その大株主となるか或は之を一手に握りて其事業を進捗するか何れにしても金さへあれば世上否運の極に乘じて安直物を買ひ以て徐に泰運の開くを待ち大に其利益を占むることを得るのみならず更に國家經濟の點より考ふるに近來續々發生したる會社は悉く其基礎を固むると固より六ヶしき事ならんと雖ども多少の國財を費して既に事業に取掛りたる者が若しも半途にして失敗せんか夫れまで消費したる勞力用度は總べて不生產に歸して結局國の財力を縮む可き者なるが故に之を繼續して其業を振ひ當初の目的を貫きて盛大の運を開くものあれば其人物の如何を問はず國家經濟上の功臣として之を敬重せざる可らず彼の米國獨逸等に於て前年諸會社の失敗する中に就き確乎として一時の恐慌を凌ぎ後來非常の盛大を致したるは多くは彼の經濟上の功臣諸氏が其望を後日に屬して自から其大株主たりし者にして今日我國の有樣を見れば功臣功を成して兼ねてますます其富を殖す可きの機會に乏しからざるが故に我輩は世間有福有爲の人が此機會を空うせざらんことを希望するものなり

官報

○大藏省令第四號

今般法律第十一號ヲ以テ二十二年度會計特別整理ノ件公布相成候ニ就テハ二十二年度ノ歳入豫算ニ編入シタルモノニシテ本年三月三十一日迄ニ收入ヲ了セサル金額ヲ二十三年度ニ於テ收納セシモノヽ整理取扱方左ノ通リ之ヲ定ム

明治二十三年二月二十一日　大藏大臣伯爵松方正義

第一條　明治二十二年度所屬ノ徵稅令書及ヒ納額告知書ヲ發シタルモノニシテ現金ヲ本年三月三十一日マテニ金庫ヘ收納セサルモノハ該令書告知書ヲ取消シ更ニ二十三年度所屬ノ徵稅令書及ヒ納入告知書ヲ發スヘシ

○第二條　歳入事務管理廳ハ二十二年度豫算ニ編入シタル歳入金ヲ前條ニ據リ本年四月一日以後ニ調定シテ徵稅令書納入告知書ヲ發シタル場合ニハ其科目金員事由ヲ收入官吏ニ通知スヘシ○第三條　歳入事務管理廳及ヒ收入官吏ハ二十二年度豫算ニ編入シタル歳入金ヲ本年四月一日以後ニ徵收シタルトキハ適宜ニ補助簿ヲ設ケテ該科目金員ヲ記載スヘシ（二十三年度ノ歳入簿及ヒ收入簿ノ登記ヲ爲スハ會計規則ノ通リタルコト勿論ナリトス）○第四條　收入官吏ハ前條補助簿ニ據リ明治二十二年大藏省令第十一號第四號書式ニ準シタル歳入計算書ヲ製シ翌月七日迄ニ之ヲ事務管理廳ニ送附スヘシ○第五條　歳入事務管理廳ハ前條ニ據リ收入官吏ヨリ送附スル所ノ歳入計算書ニ據リ毎月歳入總計算書ヲ調製シ翌月中ニ之ヲ大藏省ニ送附スヘシ

雜報

○名譽職にても辭するを得べし　名譽職てふ文字の市町村制中に顯はれし以來此の語に一種の意味を生じて人を尊敬しながら暗に冷評する場合に適用するものさへあるに至りしが其文字こそ新奇なれ幕政の頃に行れし冥加役なる稱號と同意味にして敢て異なる所なけれども地方に至りては妙に名譽職に當撰するを恐れて他に轉籍し假に隱居するもの往々ある趣は世人の既に熟知する所ならん且つ名譽職を擔任するは市町村公民の義務なりとして一旦當撰したるものは法の正條に示しある理由の範圍内にあらざれば拒辭することを許さず又其任期中に退職することを許さず若し正當の理由なくして拒辭退職する時は其罰として一定の年期間公民權を停止し市町村費を增課せらるゝ掟さへありて其間誠に究窟なるを見て此の制度の上に立つ府縣郡制内の所謂名譽職も亦當撰者の運にして辭すること叶はざるものにや抔と語ふものあれど該兩制にては左迄究窟にあらず依て今其の次第を擧げんに町村撰出郡會議員（名譽職）の撰擧は町村長、之が主となり大地主撰出の郡會議員（名譽職）の撰擧には其郡の郡長を主として郡内の町村公民中町村會の撰擧に參與することを得べきもの及び大地主中自から撰擧に加はることを得べき者の中より勝手に撰擧し得れども其順序は町村先づ之を行ひ次に大地主に及ぼし撰擧を終りて當撰人定まりたる時は町村會に於て行ふ撰擧に在ては町村長、數町村會議員會同して行ふ撰擧及び大地主に於て行ふ撰擧に在ては撰擧會長何れも直に當撰人に通知し通知を受けたる當撰人は五日以內に承諾の有無を郡長に屆出づべく若し此の期限內に屆出をなさゞるものは撰擧を辭するものと視做し郡長は夫より七日以內に再び撰擧を行ひ又は町村長に命じて之を行はしむべく又府縣會議員（名譽職）は郡市長、主となりて郡市會が其郡市內居住の有資格者中より撰擧し當撰人定まる時は郡長又は市長より直に當撰の次第を本人に通知し府縣知事へは其旨を報告するものとし此の通知を受けたる當撰者にして五日以內に承諾の有無を府縣知事に屆出でざる時は是亦撰擧を辭するものなりと視做し府縣知事は更に十日以內の期限中に當該郡市をして再び撰擧を行はしむべしと雖ども當撰人のいよいよ確定したる時は郡に在ては郡長、府縣に在ては府縣知事より當撰證書を本人に渡して管內に其旨を告示する都合なる由又郡參事會員五名中郡長を除きたる他の四名即ち郡會が其議員中より互撰したる三名と府縣知事の目鑑にて撰任したる一名とに對しては撰擧上の事に就き規定したる箇條一もなければ當撰承諾の有無は素より本人の勝手たるべき精神なるべく府縣參事會員に就ても其中の府縣知事と高等官二名「其府縣廳に奉職の高等官中より內務大臣の任命する者」都合三名を除きたる他の參事會員は府縣會が其議員中より互撰するものなりと規定せし迄にて別に當撰の承諾上に云ひ及びたる箇條なき由左れば同じく名譽職にても府縣郡制內に所謂名譽職なれば